5　外部機器等との接続による悪影響を防止するための必要な措置が講じられていること。
6　静電気放電干渉による故障を防止するための必要な措置が講じられていること。
7　情報の表示に関する規格は、次のとおりとする。
一　日本語及び英語を含む複数の外国語の中から顧客が選択した言語で表示する機能を有すること（製造業者名その他の名称を除く。）。
二　日本円で表示すること。
8　監査モードに関する規格は、次に掲げる事項を画面表示その他の方法で確認することができるものとする。
一　バウチャー払戻機の識別情報及び設定情報
二　メーター情報
三　現金交付情報
四　重要イベント情報
9　電子発生メーターに関する規格は、次のとおりとする。
一　重要メモリーをリセットした時点から外部扉及びスタッカーの扉を開けた回数をカウントする機能を有すること。
二　重要メモリーをリセットした時点からバウチャーを受け入れた回数をカウントする機能を有すること。
三　重要メモリーをリセットした時点から交付された現金を紙幣の種類ごとにカウントする機能を有すること。
四　10桁以上の数字を処理できること。
10　預金若しくは資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出し及び電子的な金銭の移転に関する機能を有するものでないこと。
第十　カジノマネジメントシステム
1　電子ゲームシステム、電子テーブルゲームシステム、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム、クライアントサーバゲームシステム、プログレッシブシステム又はバウチャー払戻機（以下この第十において「電子ゲームシステム等」という。）との通信のための機能（３の七のハにおいて「インターフェース機能」という。）に関する規格は、次のとおりとする。
一　電子会計メーター情報等（電子ゲームシステム等の電子会計メーターの情報、重要イベントの情報及びバウチャーの発行又はバウチャーと引換えに行う現金等の交付若しくはバウチャーの電子ゲームシステム等のクレジットとしての受付（14において「バウチャーの発行等」という。）を行う際の検証（以下単に「バウチャー検証」という。）の情報をいう。以下この１及び９において同じ。）をサーバ又はデータベースに送信するまでの間保存する重要メモリーを有すること。
二　ロールオーバーにより電子会計メーターの情報が失われないよう必要な措置を講ずること。
三　エラーにより電子会計メーター情報等が失われないよう必要な措置を講ずること。
四　電源を落とした後、72時間は全ての電子会計メーター情報等を正確に維持できるものであること。
五　電源投入時に重要メモリーのエラーを確認する機能を有すること。
六　カジノマネジメントシステムと接続する電子ゲームシステム等に対しそれぞれ識別情報を設定できること。
2　フロントエンドプロセッサーを有する場合であって、当該フロントエンドプロセッサーがバッファされた情報及び記録された情報を保存するときは、これらの情報が失われないよう必要な措置を講ずること。
3　サーバ及びデータベースに関する規格は、次のとおりとする。
一　一部のエラーによって全体の機能を維持することができなくなることを防止する措置を講ずること。
二　信頼性が確認されていないネットワークと接続することができるインターフェースにあっては、ファイアウォールを設けること。
三　この表の規定により日時を付して行うこととされたイベント、設定変更その他の保存に際し、正確な時刻を反映する機能を有すること。
四　接続する電子ゲームシステム等の時計機能（カジノマネジメントシステムが複数の時計機能を有する場合は当該二つ目以降の時計機能を含む。）と同期し、補正する時計機能を有すること。
五　データベースに関するアクセスコントロール機能を有すること。
六　カジノマネジメントシステムに接続する電子ゲームシステム等からの従業者による支払情報を取得し、処理する機能を有すること。
七　重要イベントの情報について、次に掲げる情報を付して30日間保存するとともに、これらに基づき検索することができる機能を有すること。
イ　名称
ロ　発生した日時
ハ　インターフェース機能を有する機器（八のイ及び14の五において「インターフェース機器」という。）又は電子ゲームシステム等の識別情報
ニ　重要イベントを定義する識別情報
八　カジノマネジメントシステムに接続する電子ゲームシステム等（ロに掲げるものにあっては、電子ゲームシステム等及びこれに類する機器等）に関する次に掲げる情報を保存する機能を有すること。
イ　インターフェース機器及び設置場所の識別情報
ロ　識別情報
ハ　種別
ニ　ホールド率の理論値
ホ　制御プログラム
ヘ　電子会計メーターの情報及び重要イベントの情報
4　通信（カジノマネジメントシステムの用途及び機能に関するものに限る。）に関する規格は、次のとおりとする。
一　安全な通信プロトコルの採用その他通信の安全性を確保するための措置が講じられていること。
二　通信障害を検出する機能を有すること。
5　カジノマネジメントシステムにエラーが発生する可能性がある場合は、警告を発生させ、表示すること。
6　電子会計メーターの情報を５年間保存する機能を有すること。
7　カジノ行為粗収益の集計のうち電磁的カジノ関連機器等に係るものに必要となる報告書を作成する機能を有すること。
8　７の報告書には、次に掲げる事項を含むこと。
一　カジノ行為粗収益の集計の対象となる機器等（以下この８において「集計対象機器等」という。）ごとの次に掲げる事項
イ　デノミネーション及び集計対象機器等がマルチデノミネーションであることを示す情報
ロ　集計対象機器等の識別情報及びカジノ行為の種別
ハ　ＣＯＩＮ　ＩＮ
ニ　ＢＩＬＬ　ＩＮとＶＯＵＣＨＥＲ　ＩＮの総額
ホ　ジャックポットの実績額
ヘ　ＷＩＮ（実績額により算出されたカジノ行為粗収益の額（内訳を含む。）をいう。）
ト　ホールド率の理論値
チ　ホールド率の実績値
リ　ホールド率の理論値と実績値の差（日本円で換算したものを含む。）